

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主より託された資本により、事業活動を通じ利益をあげ、継続的に株主価値を増大させ、広く社会へ貢献するという期待の下、経営の健全性を最重要課題と考えており、取締役会を法令遵守と経営の重要課題を議論、決定するとともに業務執行を監督する最高機関と位置付けております。

取締役会は、法令、定款、社内規程で定められている重要な意思決定を行い、業務執行の監督を行うものとします。

また、当社は平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、定款一部変更の承認を受け、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役は、取締役会、監査等委員会の他、重要な会議に出席するとともに、各事業所における業務及び財産の状況に関する調査を定期的実施し、多面的に取締役の職務執行の適法性・妥当性を厳格に監査・監督しております。これら体制を適切に機能させ、適法性、透明性、公正性、独立性の確保に努めております。

なお、現在の取締役会は、監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名(2名が社外取締役、うち1名非常勤)で構成され、各人と当社との利害関係について、社外取締役堀切良浩は当社の株式を1,200株、社外取締役羽倉信明は当社の株式を2,700株保有しております。その他の人的関係及び資本的関係等特別な利害関係はありません。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

■補充原則1-2-4 招集通知の英訳

議決権電子行使制度の利用につきましては、株主数が相当数となった場合に検討を行う予定としております。招集通知の英訳対応につきましては、海外投資家の対応は国内の金融機関等がサポートをされている経緯もあり、当社規模等も勘案し、実施の予定はありません。

■補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供

当社は、英語表記での株主に向けた情報の開示・提供は現在行っておりません。英語での情報開示・提供につきましては、海外投資家の対応は招集通知の英訳と同様に国内の金融機関等がサポートをされている経緯もあり、当社規模等も勘案し、実施の予定はありません。

■補充原則4-3-2 CEOの選解任

取締役会は、代表取締役社長の選解任は会社における重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社外取締役の意見を得ながら十分な時間をかけて代表取締役社長の適性を検討し、選任を行っております。

解任の手續きについては特に定めておりませんが、社会通念上解任の事由にあたるような事態が発生した場合には、臨時取締役会等により当該代表取締役の解任について審議致します。

■補充原則4-3-3 CEOの解任の基準

⇒原則3-1 (iv) にて説明しましたとおり、当社は、経営陣幹部の解任を行うにあたっての方針と手続を定めておりませんが、取締役会は、代表取締役社長の業績及び会社の業績等にて代表取締役社長の適性を審査し、社外取締役から成る取締役会の議決権を持つ監査等委員より適切な助言を得ております。

社会通念上解任の事由にあたるような事態が発生した場合には、補充原則4-3②と同様、臨時取締役会等により当該代表取締役の解任につき審議を致します。

■補充原則4-10-1 報酬委員会、指名委員会等任意の仕組みの活用

当社において、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び執行役員の選任については、代表取締役社長が、取締役会にて定めた指名方針と監査等委員である取締役の意見を踏まえた上で候補者名簿の原案を作成し、取締役会にて決定しております。また、報酬の決定についても、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、取締役会にて決定した報酬決定方針に即して報酬が適切に決定されております。監査等委員である取締役のうち2名は独立社外取締役であることから、経営監督機能の独立性・客観性を強化し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。

従いまして、当社は独立した諮問委員会については設置しておりません。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

■原則1-4 政策保有株式

当社は、投資目的以外に取引関係の維持・強化等の目的のため政策保有株式として上場株式を保有することがあります。また、当社は、政策保有株式について中長期的な経済合理性や保有先との関係性を検証することにより保有リスクの最小化に努め、受取配当金及び事業取引利益といった保有便益を勘案し、取締役会において定期的または適時に保有の適否を見直します。保有した政策保有株式が当社の中長期的な企業価値向上に資しないと判断された場合は、株式市場の状況なども考慮して売却を検討致します。

また、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上及び当社の株主価値増大に資するかどうかを勘案し、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。議案ごとに賛否の判断を行い行使します。

■原則1-7 関連当事者間の取引

当社関係者や主要株主がその立場を濫用し、会社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、関連当事者間取引及び取締役の競業取引・利益相反取引の実施については厳格な運用を行っており、取締役会の承認を要する旨を「取締役会規則」に定めております。その際には、効果や代替案等について検討し、取引の妥当性及び経済合理性が認められるものに限り、承認することとしております。

■原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付型年金に加入しており、その運用状況に関しては総務人事部がモニタリングを実施しております。企業年金運用会社には議決権行使を含めて委任しているため、企業年金の受益者との間に利益相反が生じることはありません。また、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しております。

企業年金の担当部署には、資産形成に必要な経験や資質を備えた人材を登用し、配置しております。

■原則3-1(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業目標、経営方針については当社ウェブサイトにて開示するとともに、「内部統制基本方針」として定めております。

■原則3-1(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方として、当社はコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。また、当社ホームページに『コーポレートガバナンスに関する取組み方針』を掲載しております。

<http://tomoe-corporation.co.jp/company/investor.html>

■原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、経営の透明性の向上や中長期的な成長を目的とし、業績や経営状況に連動して取締役の報酬額の決定に関する方針及び方法を定めており、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会においてそれぞれ決定しております。

■原則3-1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たし、全体として知識・経験・能力をバランスよく得られる、多様性及び適正な規模を以て構成されるものとするため、代表取締役社長が、当社の定める取締役候補者の選任に関する方針及び監査等委員である取締役の意見を踏まえた上で、候補者名簿の原案を作成し、取締役会において決定しております。

一方当社は経営陣幹部の解任を行うにあたっての基準を定めておりません。経営陣幹部の解任については、会社を取り巻く状況や将来予測を踏まえた上で適時適切に判断すべきと考えております。

■原則3-1(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知にて説明しております。ただし、(iv)でご説明しましたとおり、経営陣幹部の解任については基準を定めていないため、説明を行っておりません。

■補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、経営に影響を及ぼすと判断される事項を取締役会規則に定め決議しております。また、必要に応じ業務の執行を各取締役に委任する旨を取締役会規則に定め、意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営を行っております。

■原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所の独立役員に関する独立性判断基準に準拠するとともに、当社が定めた『コーポレートガバナンスに関する取組み方針』において社外取締役の独立性判断基準を記しており、その基準を充たす社外取締役すべてを独立役員に指定しております。

■補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすため、全体として知識・経験・能力をバランス良く得られる、多様性及び適正な規模を以て構成されるものと考え、『コーポレートガバナンスに関する取組み方針』において取締役の選任方針を定めております。

取締役の選任議案につきましては、法令に則り、取締役会にて決議し株主総会に付議致します。

■補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

現在取締役については、他の上場会社の兼務はありません。取締役3名が、連結子会社(非上場会社)の役員を、取締役1名が関連会社(非上場会社)の役員を兼務しております。役員の他社での重要な兼任状況につきましては、株主総会招集通知等において開示しております。

■補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会全体の実効性の分析・評価については、毎事業年度終了後、各取締役の自己評価等を実施することとしております。

取締役、独立社外取締役を含む経営陣幹部による意見交換を行い、取締役会の現状、実効性について議論し、実効性確保の確認結果について開示します。

【確認結果】

当社は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。その内容につき、下記のとおりお知らせします。

1. 分析・評価の方法

新たに作成した取締役会全体の実効性に関するアンケートを社外取締役を含めた取締役に実施し、全ての取締役から回答を得ました。各取締役の回答を踏まえ、取締役会全体の実効性に関する分析及び自己評価を行いました。また、その結果を、取締役会へ報告の上審議いたしました。

2. 分析・評価結果の概要

・当社の取締役会は、社長及び各事業部門等の責任者である取締役6名と多様な経験や専門性をもつ社内外取締役3名の9名で構成されており、また、開催頻度や審議時間が適正であり、審議に際して各取締役が有する知識・経験・能力を活かした多角的な検討が行われていること等から、適切な体制であることを確認しました。

・社外取締役に対する情報提供は、審議事項について事前説明が十分に行われており、また、当社及び当社グループの経営課題・コンプライアンス上の問題に関する情報等も十分に提供されていることが確認されました。

・前回の課題となっていた取締役へのトレーニングに関しましては、概ね機会、内容が満たされているという結果を確認したものの、昨年度よりやや評価が低下したため、更なる充実を図ってまいります。

3. 分析・評価の結果を踏まえた今後の対応

・上記分析・評価の結果を踏まえ、当社は、この度評価アンケートで挙げられた評価結果の低かった項目、自由意見等の諸課題の充足及びアンケート項目の更なる拡充による取締役会の実効性に関する課題の洗い出しを検討してまいります。

■ 4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役に対して経営・財務・法令遵守等経営環境の変化に機敏に対応するために、当社の事業及び当社が属する業界に求められる知見等の習得の機会を目的として、『コーポレートガバナンスに関する取組み方針』において取締役のトレーニングの方針を定めており、社内研修の実施や外部講師を招いてのセミナー、外部セミナーへの参加の機会を適宜提供しております。

■ 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主との間での建設的な対話を促進することを目的として、株主との建設的な対話に関する方針を定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
公益財団法人野澤一郎育英会	2,420,937	5.97
株式会社泉興産	2,267,952	5.60
株式会社野澤	2,038,972	5.03
株式会社三井住友銀行	2,023,850	4.99
住友不動産株式会社	1,978,500	4.88
株式会社三菱UFJ銀行	1,929,770	4.76
株式会社みずほ銀行	1,928,850	4.76
株式会社巴技研	1,481,533	3.65
野澤睦雄	1,344,216	3.31
三井物産株式会社	1,186,000	2.92

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀切良浩	他の会社の出身者											
羽倉信明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀切良浩	○	○	----	長年金融機関に在籍し、また事業会社の企画・経理担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。その経験及び見識から、社外取締役として経営の健全性を確保するための有益な助言をいただくとともに経営に対する監視機能の強化を図るためであり、当社との間に特別な利害関係はなく、また、東京証券取引所及び当社が独自に定める社外取締役の独立性判断基準の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため。

羽倉信明	○	○	---	長年金融機関に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。その経験及び見識から、社外取締役として経営の健全性を確保するための有益な助言をいただくとともに経営に対する監視機能の強化を図るためであり、当社との間に特別な利害関係はなく、また、東京証券取引所及び当社が独自に定める社外取締役の独立性判断基準の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため。
------	---	---	-----	--

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	2	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人として、監査等委員の業務補助のため監査等スタッフを置く場合には、その人事については、独立性・指示の実効性の確保を含めて監査等委員でない取締役と監査等委員が意見交換を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務報告の適正性を担保する内部監査(内部統制評価を含む)の体制については、内部統制部門である内部監査室5名を中心とする本社部門の担当部署及び各種委員会において、定期的な調査と結果報告を行っております。各部門、事業所等の業務執行状況については、内部監査室が、会計に関しては経理資金部が各々実施しております。その他会社全般に亘る諸事項については、コンプライアンス委員会他各種委員会及び総務人事部が社内横断的に実施しております。これら調査の実施結果については、会計監査人、社外取締役、監査等委員へ適宜報告し、問題若しくはその疑いがあった場合は、顧問弁護士等の助言、指導も踏まえ、適法性の確保に努めるものとしております。また、監査等委員は、会計監査人、監査等委員でない取締役、内部監査室その他の者から報告を受けた場合、その内容を監査等委員会に報告することとし、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室その他の者に対して報告を求めることとしております。内部監査室5名は監査等委員会室を兼務しており、調査実施結果の報告が滞りなく監査等委員会へ報告される体制を整備しております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

[独立役員関係]

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の独立役員に関する独立性判断基準に準拠するとともに、当社が定めた『コーポレートガバナンスに関する取組み方針』において社外取締役の独立性判断基準を記しており、その基準を充たす社外取締役すべてを独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、経営の透明性の向上や、中長期的な成長を目的とし、業績や経営状況に連動して取締役の報酬額の決定に関する方針及び方法を定めており、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会においてそれぞれ決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に当事業年度に支払った報酬等の額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、経営の透明性の向上や、中長期的な成長を目的とし、業績や経営状況に連動して取締役の報酬額の決定に関する方針及び方法を定めており、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会においてそれぞれ決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

監査等委員の職務を補助すべき使用人として、監査等委員の業務補助のため監査等スタッフを置く場合には、その人事については、独立性・支持の実効性の確保を含めて監査等委員でない取締役と監査等委員が意見交換を行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山納茂治	特別顧問	長年に亘り当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、相談要請に応じて助言を行っております。尚、現在経営には携わっておりません。	[勤務形態] 常勤 [報酬] 有	2014/06/27	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名
--	-----

その他の事項

――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 取締役の職務執行について
当社は、取締役会を法令遵守と経営の重要課題を議論、決定するとともに業務執行を監督する最高機関と位置付けております。
- (2) 監査等委員である取締役の監査体制について
監査等委員である取締役は、取締役会、監査等委員会の他、重要な会議に出席するとともに、各事業所における業務及び財産の状況に関する調査を定期的実施し、多面的に取締役の職務執行の適法性・妥当性を厳格に監査・監督しております。
- (3) 会計監査
当社は、法令に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査にEY新日本有限責任監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。
当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：市瀬 俊司、井上 裕人
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士12名、その他12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて客観性及び中立性を確保した経営監視の機能が重要と考えており、監査等委員会設置会社へ移行することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることが可能とし、現在の体制を採用しております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月28日開催の第86回定時株主総会の招集通知は平成30年6月8日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績、業績修正、役員一覧、適時開示資料、株主総会の招集通知、コーポレートガバナンスに関する取組み方針	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部総務人事グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全型社会の実現に貢献するため、環境関連の法令・条例・協定などの厳守、産業廃棄物の減量、工事現場での騒音、振動を低減し地域住民との共生に努める等の基本方針を設け、社員に必要な教育・訓練を行っています。また、鉄構建設事業でISO9001、全社(不動産部、苫小牧工場、千葉事業所を除く)でISO14001を認証取得済であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務運営の基本方針としては、当社は、株主より託された資本により、事業活動を通じ利益をあげ、継続的に株主価値を増大させ、広く社会への貢献を経営の拠り所としております。

また、当社は、永年にわたって培ってきた伝統や理念、公正な社会規範、業務に係る法規などを念頭に置き、不正防止の確立と倫理的企業文化の醸成及び倫理的風土の継続的改善に努めることを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。

同委員会は、当社グループのコンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長は取締役の中から委員長、各部門責任者を委員に任命するなどし、当社全組織を網羅する陣容にて相互牽制を効かせる構成人員としております。

さらに、年2回の定期的会合の他、問題発生時には臨時に適宜委員会を開催することとしております。

委員会の役割は、(イ)コンプライアンス体制の構築・維持・管理及び指導、(ロ)コンプライアンス原則の策定及びメンテナンス、(ハ)同原則に則った法令遵守施策の審議、(ニ)法令遵守等の実施状況の定期的モニター、(ホ)当社社員等への教育・研修、(ヘ)当社社員等からの相談窓口等としております。これにより、人為的なリスクに対する内部管理体制の充実を図っております。

今後も組織全般にわたるコンプライアンス意識の醸成を図るべく継続的な取り組みを行っていく所存であります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、『巴コーポレーションコンプライアンス原則』を制定しており、その中で、「反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しなければなりません」との基本方針を定めております。

総務人事部を不当要求に対する窓口とし、不当要求防止責任者を任命しております。また、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を構築しており、特殊暴力防止対策協議会などを通して反社会的勢力に関する情報収集に努め、有事対応のための体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

